

議事録要旨

一般社団法人 令和再生医療委員会

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー4F

令和再生医療委員会議事録要旨

第20回

2024年5月21日

令和再生医療委員会は、提出された以下の再生医療等提供計画(治療)について、その調査・審議・判定を行ったので、その議事録要旨を作成する。

第1 審議対象及び審議出席者

再生医療等の分類	第二種
再生医療等の名称	皮膚の加齢性変化に対する自己脂肪由来間葉系幹細胞を用いた局所注射療法
再生医療等の提供を行う医療機関	東京ミッドタウンクリニック
管理者	田口 淳一

1 日時場所

日 時:2024年4月22日(月) 19:50~20:25

場 所:ZOOM

2 出席者(敬称略)

委 員:後記参照

事務局:村上

3 技術専門員

なし

4 配付資料

審査資料事務局受領日時:2024年4月1日

(事前配布資料)

- ・ 再生医療等提供計画事項変更届書(様式第2)
- ・ 提供する再生医療等の詳細を記した書類
- ・ 説明文書・同意文書
- ・ 特定細胞加工物概要書
- ・ 特定細胞加工物標準書
- ・ 品質リスクマネジメントに関する書類
- ・ 特定細胞施設基準書
- ・ 特定細胞施設手順書
- ・ 特定細胞加工物製造届書
- ・ 新旧対比表

(会議資料)

- ・ 事前配布資料に同じ

第2 審議進行の確認

1 開催基準の充足

事務局は、審査開始前に委員会の成立要件を読み上げ、すべての要件を満たしていることを宣言し、申請者、技術専門員及び委員の紹介をした。

特定認定再生医療等委員会(1,2種)においては、以下の1～8の構成要件における2,4,5or6,8が各1名以上出席し、計5名以上出席であることが成立要件	氏名	性別(各2名以上)	申請者と利害関係無が過半数	設置者と利害関係無が2名以上
1 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家				
2 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者	高良 毅	男	無	無
	井上 郁	男	無	有
3 臨床医	深山 麻衣子	女	無	無
4 細胞培養加工に関する識見を有する者	林 仲信	男	無	無
	長井 慈	男	無	無
5 医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家	井上 陽	男	無	有
6 生命倫理に関する識見を有する者				
7 生物統計その他の臨床研究に関する識見を有する者				
8 第1号から前号以外の一般の立場の者	三橋 明子	女	無	無

第3 再生医療提供基準チェックリストの審議及びそれ以外の質疑応答

- 井上陽 | 細胞培養加工施設を増床されたということですね。
- 林 | 申請するときには、この委員会で審査を通せば許可が出るってことですか。それとも別の、届出などですか。
- 井上陽 | 計画の変更についてはそうなります。細胞培養加工施設については、当委員会の審査とは別に、許可を得ていただいてから新設されているという状況です。
- 林 | 自分の医療機関に作っているわけではないということですよ。
- 井上陽 | そうです、今回は外注業者さんが工場を増やしたイメージです。
- 長井 | その新しい工場は、構造設備基準をpmdaの立ち入り検査があつて許可をもらっているってところになります。
- 井上陽 | なので、そこは当委員会の審査ではなく、別の審査を経て、許可されているという状況です。現状、申請中で番号待ちということで伺っており、番号が発番されたら、その番号と、それから最終的に確定された書面をいただけるという流れになっています。
- 井上郁 | 委員会としてももうpmdaの審査があつて、厚生局の許可が下りればそれで良しとしますっていうような意見の付け方でもいいかなとは思いますが。で、その基準書とか手順書もそれ通りされるということであればいいんだと思いますけど。ないものは審査できないと思うので、で、許可が降りた時点で報告をいただいて、で、改めて意見書、そこで変更についてオッケーですっていうことを言えばいいんですけど。
- 林 | 申請するときには、この委員会で審査を通せば許可が出るってことですか。それとも別の、届出などですか。
- 井上陽 | 計画の変更についてはそうなります。細胞培養加工施設については、当委員会の審査とは別に、許可を得ていただいてから新設されているという状況です。
- 林 | 自分の医療機関に作っているわけではないということですよ。
- 井上陽 | そうです、今回は外注業者さんが工場を増やしたイメージです。
- 長井 | その新しい工場は、構造設備基準をpmdaの立ち入り検査があつて許可をもらっているってところになります。

- 井上陽 | なので、そこは当委員会の審査ではなく、別の審査を経て、許可されているという状況です。現状、申請中で番号待ちということで伺っており、番号が発番されたら、その番号と、それから最終的に確定された書面をいただけるという流れになっています。
- 井上郁 | 委員会としてもpmdaの審査があつて、厚生局の許可が下りればそれで良しとしますっていうような意見の付け方でもいいかなとは思いますが。で、その基準書とか手順書もそれ通りされるということであればいいんだと思いますけど。ないものは審査できないと思うので。で、許可が降りた時点で報告をいただいて、で、改めて意見書、そこで変更についてオッケーですっていうことを言えばいいんですけど。
- 井上陽 | 許可が得られれば承認という形にさせていただきます。
- 井上陽 | 細胞培養加工施設を増床されたということですね。

これら具体的な質疑の他、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査もすべて行った。合議では、井上陽委員が審議中に委員が意見・指摘した事項をまとめ、他の委員に確認した。

委員会として、以下のとおり補正・追記の指示をおこなった。

・施設番号の追記

以上の審議の間、委員の構成に変更はなかった。

第4 判定

井上陽委員より、上述の補正・追記を前提に、本提供計画を承認するという判定でよいか委員に再度確認し、以下の通り委員から意見があり、出席委員の過半数の同意にて決した。

1.各委員の意見

(1)承認 7名

(2)否認 0名

2. 委員会の判定

当委員会は、再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

以上に鑑み、今回審査した計画について「承認」と判定する。

以上